

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-210
処分の種類	違反車両の通行中止等の措置命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第47条の3第1項			
処分の概要	政令で定められた幅、重量、高さ、長さ等の最高限度を超える車両を通行させている者、又は通行の条件に違反して通行させている者に対し、通行の中止、総重量の軽減等を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	別紙「特殊車両の通行に関する指導取締要領」による			
基準の制定根拠	特殊車両の通行に関する指導取締要領 53道維第708号			